



# ぎふ 環境 保全

発行  
令和8年  
4月15日

VOL.  
146

## 【特集】

◆ (一社) 岐阜県産業環境保全協会

令和8年度 事業計画書

(一社) 岐阜県産業環境保全協会

## 【行政ニュース】

◆ 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部改正等について』

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

## 【全産連ニュース】

◆ 『令和8年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について(周知依頼)』

(公社) 全国産業資源循環連合会

## 【労働安全衛生】

◆ 『令和8年度から9年度の労働災害防止計画』

(一社) 岐阜県産業環境保全協会



### 板取川【関市】

板取川は、美しい渓谷や自然景観が広がり、夏はキャンプ、川遊び、鮎釣りで賑わいます。

クリーンな社会づくりをめざす  
21世紀のパイオニア

# 株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

**業務内容** 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

**産業廃棄物**

- 溶出試験
- 水銀含有試験

**水質**

- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設  
処理排水
- 浄化槽放流水

**土壌**

- 建設発生土
- 農用地土壌
- 底質

**肥料**

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

**悪臭**

- 特定悪臭物質
- 臭気指数（濃度）

**放射線量**

- 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

**産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得**

- |         |       |        |                         |         |       |          |          |
|---------|-------|--------|-------------------------|---------|-------|----------|----------|
| (処分業)   | ● 燃え殻 | ● 汚泥   | ● 廃プラスチック類              | ● 金属くず  | ● 木くず | ● 動植物性残さ |          |
|         | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |         |       | ● ゴムくず   |          |
|         | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● 廃油（タールピッチ）            | ● ばいじん  |       | ● 13号廃棄物 |          |
| (収集運搬業) | ● 燃え殻 | ● 汚泥   | ● 廃プラスチック類              | ● 金属くず  | ● 木くず | ● 動植物性残さ |          |
|         | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |         |       | ● ゴムくず   |          |
|         | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● ばいじん                  | ● 廃アルカリ | ● 廃油  | ● 廃酸     | ● 13号廃棄物 |

**特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得**

- |         |            |          |            |             |  |  |
|---------|------------|----------|------------|-------------|--|--|
| (処分業)   | ● 特定有害廃石綿等 |          |            |             |  |  |
| (収集運搬業) | ● 特定有害廃石綿等 | ● 引火性廃油  | ● 腐食性廃酸    | ● 腐食性廃アルカリ  |  |  |
|         | ● 感染性産業廃棄物 | ● 特定有害廃油 | ● 特定有害廃酸   | ● 特定有害廃アルカリ |  |  |
|         | ● 特定有害燃え殻  | ● 特定有害汚泥 | ● 特定有害ばいじん |             |  |  |
- ※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建設業

骨材販売



エコアクション21  
事業者登録  
認証番号 0011100

**排出業者の皆様へ**

産業廃棄物の処理について、  
お困りの点・お悩みの点など  
ございましたら、何なりと、  
下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地  
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661  
E-mail : ft@filltech-jp.com

特集 (一社)岐阜県産業環境保全協会令和8年度事業計画書 … 2

行政ニュース	「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部改正等について」	岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課… 4
全産連ニュース	「令和8年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」(周知依頼)	公益社団法人全国産業資源循環連合会… 6

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

「申請手数料のオンライン納付を開始!(産業廃棄物処理業の許可申請)」	岐阜県西濃県事務所環境課… 9
------------------------------------	-----------------

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「資源を無駄なく使うまち」を目指して	関市長 山下 清司… 11
------	------------------------------------	---------------

労働安全衛生	「岐阜県産業環境保全協会における令和8年度～令和9年度の労働災害防止計画」	(一社)岐阜県産業環境保全協会… 12
--------	---------------------------------------	---------------------

協会だより	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>理事会の開催…………… 16</li> <li>委員会の開催…………… 17</li> </ul> </li> <li>〈(公社)全国産業資源循環連合会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度全国正会員事務局責任者会議…………… 17</li> <li>2026年度許可講習会における事務取扱説明会…………… 17</li> <li>令和7年度全国正会員会長会議…………… 17</li> </ul> </li> <li>〈中部地域協議会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度第3回専務理事会議…………… 17</li> <li>令和7年度災害廃棄物支援協定担当者会議…………… 18</li> <li>令和7年度第2回会長会議…………… 18</li> <li>令和7年度第2回全体会議…………… 18</li> </ul> </li> <li>〈大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>第18回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会…………… 18</li> <li>第24回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会…………… 18</li> </ul> </li> <li>〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度岐阜県PCB廃棄物処理推進連絡会…………… 18</li> </ul> </li> <li>〈会員数の状況〉…………… 19</li> <li>〈青年部会の動向～未来人～〉…………… 20</li> <li>〈女性部会の動向～れんげ～〉…………… 22</li> </ul>
お知らせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分)…………… 24</li> <li>2026年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」開催日程について…………… 25</li> <li>電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況…………… 26</li> <li>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について…………… 27</li> <li>産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書…………… 28</li> <li>保全協Newsについて…………… 29</li> <li>事務局からのお願い…………… 29</li> </ul>
編集後記	杉下 武夫…………… 30

表紙写真	「板取川」…………… フォト 関市提供
------	---------------------

(一社)岐阜県産業環境保全協会

## 令和8年度 事業計画書

令和8年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

### 実施事業

#### 1 啓発普及事業

- (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を深めてもらうために、各種媒体をとおして啓発を行います。
- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。
- (4) 協会報「ぎふ環境保全」を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 「協会要覧」(会員名簿)を発行し、会員の事業の周知を行います。
- (6) 「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって当協会の紹介を行います。

#### 2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに不可欠な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

#### 3 特定寄付

- (1) 当協会の事業に関連する施策を推し進めてもらうため、状況に応じて岐阜県に寄付を行います。

### 共益事業

#### 1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き新規会員の加入促進及び加入会員の維持に努めます。
- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。
- (3) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
- (4) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動及び協会の活性化と充実に寄与する女性部会を支援します。

## 2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催し、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会等を開催します。  
また、国及び岐阜県などの行う優良産廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。
- (3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協News」、協会ホームページ等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書を紹介、各種資料の提供を積極的に行います。
- (6) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。

## 3 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業資源循環連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。
- (3) 産業廃棄物行政に係る改善の要望、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する官民の協力関係の強化に努め、岐阜県と岐阜市と協会と連携を図り課題解決に努めます。
- (4) 市町村の災害廃棄物処理等復旧活動に協力します。
- (5) 「公共工事の請負に関する経営事項審査に伴う防災協定に関する証明書」を発行します。
- (6) 災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携(県域を越えた連携)について検討する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ参加します。

## 4 基金適正運営事業

- (1) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。

# 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部改正等について

## 岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

再資源化事業等高度化法の施行に伴い、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正しました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について環境省から通知がありましたので、合わせてお知らせします。

### 1 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部改正(施行日：令和8年3月6日)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)における再生利用認定や無害化処理認定等の環境大臣の認定を受けるため小規模産業廃棄物処理施設を設置等する場合は、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成11年岐阜県条例第10号。以下「条例」という。)に基づく届出を不要としているところです。

今般、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則(平成11年岐阜県規則第126号)の一部を改正し、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)における高度再資源化事業及び高度分離・回収事業の環境大臣の認定を受けるために小規模産業廃棄物処理施設を設置等する場合についても、条例に基づく届出を不要とすることとしました。

### 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(令和8年3月27日施行)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)において水銀使用製品産業廃棄物として定める「空気亜鉛電池」については、一般社団法人電池工業会の全会員によって令和元年に無水銀化され、今後水銀を含有している空気亜鉛電池や、これを使用する製品が新たに廃棄物として生じる可能性は限りなく低いと考えられることから、規則別表第4の2の項の「空気亜鉛電池」が削除されました。

なお、空気亜鉛電池であっても、水銀又はその化合物の使用に関する表示のあるものは、規則第7条の2の4第3号に該当するため、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこととなります。

また、今回の改正に伴い、「水銀廃棄物ガイドライン」が第5版へ改定されました。

<改正後の別表(※下線部が改正箇所)>

別表第4(第七条の二の四関係)

一	水銀電池	
	(削除)空気亜鉛電池	
二	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×
三	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	×
四	H I Dランプ(高輝度放電ランプ)	×

五	放電ランプ(蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。)	×
六	農薬	
七	気圧計	
八	湿度計	
九	液柱形圧力計	
十	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×
十一	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×
十二	真空計	×
十三	ガラス製温度計	
十四	水銀充満圧力式温度計	×
十五	水銀体温計	
十六	水銀式血圧計	
十七	真空ポンプ(水銀が目視で確認できるものに限る。)	
十八	温度定点セル	
十九	顔料	×
二十	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
二十一	灯台の回転装置	
二十二	水銀トリム・ヒール調整装置	
二十三	放電管(水銀が目視で確認できるものに限る。放電ランプ(蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。))を除く。)	×
二十四	水銀抵抗原器	
二十五	差圧式流量計	
二十六	傾斜計	
二十七	水銀圧入法測定装置	
二十八	周波数標準機	×
二十九	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
三十	容積形力計	
三十一	滴下水銀電極	
三十二	参照電極	
三十三	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
三十四	握力計	
三十五	医薬品	
三十六	水銀の製剤	
三十七	塩化第一水銀の製剤	
三十八	塩化第二水銀の製剤	
三十九	よう化第二水銀の製剤	
四十	硝酸第一水銀の製剤	
四十一	硝酸第二水銀の製剤	
四十二	チオシアン酸第二水銀の製剤	
四十三	酢酸フェニル水銀の製剤	
備考	十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。	

【関連通知】 令和8年3月27日付け環境規発第2603271号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」

公益社団法人全国産業資源循環連合会より「令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について(周知依頼)」に関する資料提供です。なお実施要綱等は、別添リーフレット内のQRコードからご覧ください。

基安発0319第7号  
令和8年3月19日

関係各位

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

#### 令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、平成29年から「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（令和7年12月末速報値。別紙参照。）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業337人、建設業278人、商業221人、運送業201人、警備業186人となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続きます。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところではあります。

については、令和8年の本キャンペーンを、別添の令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。

熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備 重点取組

**準備期間 4月 にすべきこと**

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

**労働衛生管理体制の確立**  
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

**暑さ指数 (WBGT) の  
把握の準備**  
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

**作業手順・作業計画の策定**  
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を  
策定

**設備対策の検討**  
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または  
冷房設備、散水設備の設置を検討

**休憩場所の確保の検討**  
冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

**服装の検討**  
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

**教育研修  
の実施**      ガイド・教育動画      e-learning  
管理者、作業者に  
対する教育を実施

**緊急時の対応の事前確認**  
緊急時の対応（異常時における連絡体制や  
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> <b>暑さ指数の低減</b><br>準備期間に検討した設備対策を実施  | <input type="checkbox"/> <b>休憩場所の整備</b><br>準備期間に検討した休憩場所を設置  |
| <input type="checkbox"/> <b>服装</b><br>準備期間に検討した服装を着用   | <input type="checkbox"/> <b>作業時間の短縮</b><br>作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止  |
| <input type="checkbox"/> <b>プレクーリング</b><br>作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる  | <input type="checkbox"/> <b>水分・塩分の摂取</b><br>水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）  |
| <input type="checkbox"/> <b>暑熱順化への対応</b><br>熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整<br>※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること  | <input type="checkbox"/> <b>健康診断結果に基づく対応</b><br>次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢 |
| <input type="checkbox"/> <b>日常の健康管理</b><br>当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認  | <input type="checkbox"/> <b>作業中の作業者の健康状態の確認</b><br>巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者お互いの健康状態を留意するよう指導                           |
| <input type="checkbox"/> <b>異常時の対応</b><br>あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底<br>少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応<br>※必ず一旦作業を離れ、 <b>全身を濡らして送風</b> することなどにより身体を冷却<br>※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請） |  |

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R8.2)

# 申請手数料のオンライン納付を開始！

(産業廃棄物処理業の許可申請)

岐阜県西濃県事務所環境課

## ●申請手数料のオンライン納付をご利用いただけます

令和8年1月以降、岐阜県では、産業廃棄物処理業許可に係る申請手数料の納付方法として、オンライン納付ができるようになりました。

許可申請の手続きのために西濃県事務所（窓口）へ出向いていただく必要がないことから、オンライン納付を利用される方が少しずつ増えてきています。

下記に「ご利用いただける方」や「オンライン納付を行う場合の申請フロー」をお示しますので、ご参考としていただければ幸いです。

※これまでの納付方法であった「岐阜県収入証紙」については、令和7年12月末をもって販売を終了しています。

## ●ご利用いただける方

・クレジットカード又はコード決済が利用可能で、スマートフォン、パソコンなどでインターネットへ接続し、簡単な入力操作が可能なお方

▶ クレジットカード：VISA / Mastercard / JCB / AMERICAN EXPRESS / Diners Club

(海外で発行されたクレジットカード、プリペイド機能のついたクレジットカード、デビット機能のついたクレジットカードはご利用いただけない場合があります)

▶ コード決済：PayPay

・更新申請の場合、現行許可の有効期限が満了する日の14日前までにオンライン納付の事前登録を行える方

## ●オンライン納付を行う場合の申請フロー

### ① 申請書類一式の作成

【申請者】

- ・次の「②オンライン納付の事前登録」を行った後、速やかに申請書類を提出できるよう、あらかじめ必要な書類一式を作成してください。



②オンライン納付の事前登録

【申請者】

- ・西濃県事務所用のURL（<https://logoform.jp/form/T8mB/1368906>）から事前登録を行ってください。お名前やメールアドレス、申請区分などを入力していただきます。
  - ▶ URLの掲載場所：岐阜県庁HP（<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/466854.html>）  
トップページ > 組織でさがす > 廃棄物対策課 >  
（特別管理）産業廃棄物処理業許可申請に係る手数料のオンライン納付について
  - ▶ 西濃県事務所の所管地域  
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
- ・事前登録が完了すると「仮申請完了メール」が送付されます。  
「⑥手数料のオンライン納付」の際に必要なパスワードが記載されていますので、削除されないようご注意ください。
- ・更新申請の場合、現行許可の有効期限満了日の14日前までに登録完了してください。

③申請書類一式の郵送（又は持参）

【申請者】

- ・事前登録した日から遅くとも7日以内に西濃県事務所（窓口）に到着するように、申請書類一式を郵送（又は持参）してください。
- ・許可証の郵送を希望される場合、返信用のレターパックや封筒を同封してください。

④県による書類確認

【西濃県事務所】

- ・混雑時は書類確認に数日を要することがあります。
- ・有効期限が近付いている場合は西濃県事務所（窓口）にご相談ください。

⑤手数料納付フォームのURLをメール通知

【西濃県事務所】

- ・「④県による書類確認」の後、「手数料納付の案内メール」を送信します。
- ・しばらく経過しても案内メールが届かない場合は、恐れ入りますが、西濃県事務所（窓口）にご連絡ください。

⑥手数料のオンライン納付

【申請者】

- ・⑤の「手数料納付の案内メール」に記載されているURLから所定のフォームにアクセスし、決済を完了してください。
- ・アクセスには、②の「仮申請完了メール」に記載されたパスワードが必要となります。



●オンライン納付以外の納付方法もあります【参考：西濃県事務所（窓口）での納付】

- ・納付方法①：キャッシュレス端末を利用した窓口納付
  - ▶ キャッシュレス端末を利用してクレジットカードや電子マネーで決済できます。
- ・納付方法②：現金による窓口納付
  - ▶ 窓口を持参いただく手数料の金額にお間違えのないようご注意ください。

## わがまちの環境保全と対策

「資源を無駄なく使うまち」を目指して

関市長 山下 清 司

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに協会の皆様におかれましては、日々の産業廃棄物の適正処理をはじめとする環境行政に対し、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

関市は、自然豊かな観光と産業の都市です。板取川流域には、「モネの池」の他、キャンプや鮎釣りで賑わいます。その本流である長良川は、「日本の名水百選」に選ばれ、「小瀬鵜飼」が国指定重要無形民俗文化財に指定され、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されています。

関市は、「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」を将来の環境目標として掲げる「第二期関市環境基本計画」を令和5年3月に、「第2次関市一般廃棄物処理基本計画中期計画」を令和8年3月に策定しました。「第二期関市環境基本計画」では、環境の将来像を実現するための基本目標として「資源を無駄なく使うまち」が示され、「第2次関市一般廃棄物処理基本計画中期計画」では、様々な施策を掲げています。

関市は、将来を担う子ども達への環境教育に力をいれています。

特長的な取り組みとして、小学4年生を対象に『もったいないをなくすあん(勿体ないを無くす案)』と称して家庭の中や世の中のもったいないと思っていることを挙げて、その解決案を募集しました。その中には、食品ロスやまだ使えるものを捨ててしまうこと、電気や水の止め忘れなどが多くみられましたが、同じ問題でも、それぞれ様々な解決案があり、自ら考えた内容、家族で話し合ったことを報告していただくことができました。

また、豊かな河川環境に生息する生き物の調査を実施し、独自の生き物図鑑を制作する取り組みを行っています。調査には、子ども達を調査員として任命、アユやオイカワをはじめとする多種の魚を採捕しました。また、地元の漁師さんに伝統漁法を実演していただくなど環境と伝統文化に興味をもってもらえる取り組みを実施しています。

今後も将来を担う子ども達の環境意識の啓発と子どもならではの視点を生かした環境行政を推進していきたいと考えています。

啓発事業の展開だけでなく、困りごとを抱える市民の声に寄り添い、決まった時間でのごみ出しが困難な過疎地域の高齢者世帯が一定の条件を満たしたうえで利用できる「いつでも出せるごみステーション」を設置しました。さらに、近年、リチウムイオン電池を採用したモバイルバッテリーなどの加熱発火の被害が深刻な問題となっていることを踏まえ、地域のふれあいセンターの意向も伺いながら、回収拠点の拡充を図りました。

環境保全に努め、持続可能な社会を築く上で、資源を無駄なく使うことは喫緊の課題です。この目標達成には、関市だけでなく、まち全体が一体となった取り組みが不可欠です。

最後に、今後とも廃棄物行政にご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

全国産業資源循環連合会の「第3次労働災害防止計画」の取り組みに呼応して、当協会も同様に取り組みを行うこととし、令和7年度第4回理事会において下記のとおり「令和8年度～令和9年度の労働災害防止計画」が可決承認されました。

## (一社)岐阜県産業環境保全協会における令和8年度～令和9年度の労働災害防止計画

### 1. はじめに

全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては、令和5年度からの5年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画(以下、「第3次労働災害防止計画」という。)」を策定し、令和9年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、岐阜県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、第3次労働災害防止計画の上半期事業を点検した上で、同計画の下半期期間(令和8年度～令和9年度)で実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

### 2. 目標

- (1) 令和9年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和9年の休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。  
(平成24～26年の平均15人→令和9年12人以下に)

### 3. 重点実施事項

- (1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
- (2) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。
- (3) 当業界において発生数の多い労働災害(墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒)の件数を減少させる。

### 4. 活動目標

2. の「目標」を達成するために活動目標を次のとおり設定する。
  - (1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
  - (2) 安全衛生規程を作成した会員企業を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
  - (3) 当業界における発生数の多い労働災害(墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒)の件数を減少させる。

- (4) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
- (5) 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
- (6) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
- (7) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
- (8) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
- (9) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
- (10) リスクアセスメントを実施している会員企業を令和7年度に比して、1%以上増加させる。
- (11) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和7年度に比して、1%以上増加させる。

## 5. 活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)~(11)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

- (1) 経営者の意識改革を図る。
  - ① 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、事業主に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
  - ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、労働災害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、事業主に対して「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を積極的に開催する。
  - ③ 事業主に対して、問題点や課題等を整理してもらうため、連合会ホームページで公開している「安全衛生チェックリスト」を研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ④ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業主の安全に対する意識を高める。
  - ⑤ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。
- (2) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
  - ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
  - ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
  - ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知する。
- (3) 当業界において発生数の多い労働災害(墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒)を減少させる。
  - ① 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② 連合会が提供する労働災害情報について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ③ 作業計画時等におけるリスクアセスメントの確実な実施を呼びかける。
  - ④ ホームページに有用なサイトへのリンクを張る。

(例)

- 厚生労働省 兵庫労働局「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」  
([https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/newpage\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html))
- 厚生労働省 栃木労働局「STOP! はさまれ・巻き込まれ災害」  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/001016462.pdf>)
- 厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト」  
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)

- (4) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
  - ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
  - ② 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
  - ③ 理事会、青年部会および女性部会を通じて、調査への回答を呼びかける。
  
- (5) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。
  - ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
  - ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
  - ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
  - ④ 各研修会等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
  - ⑤ 青年部会および女性部会において、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
  - ⑥ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
  - ⑦ 安全衛生に係る優良な事業職長を表彰する。
  
- (6) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
  - ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
  - ② ホームページに連合会安全衛生サイト(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)へのリンクを張る。
  - ③ 総会、理事会、委員会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
  - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
  
- (7) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
  - ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に視察見学を行う。
  - ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。

- ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  
- (8) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
  - ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。
  - ② 行政及び排出事業者団体の窓口チラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
  - ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間、開催場所等を検討する。
  - ④ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
  - ⑤ 関係監督官庁(労働局、労働基準監督署等)に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
  
- (9) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
  - ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
  - ③ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
  - ④ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
  
- (10) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
  - ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
  - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
    - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html))
    - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
  - ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
  
- (11) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
  - ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
  - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
  - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
    - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))
    - 連合会 安全衛生サイト  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

## 〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

### ○理事会の開催

「第4回理事会」

令和7年度第4回理事会が、令和8年2月27日(金)に「OKBふれあい会館」で開催されました。

最初に報告事項として次の事が報告されました。

#### (1) 会議等報告

- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和7年度第3回専務理事会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和7年度災害廃棄物支援協定担当者会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会令和7年度全国正会員事務局責任者会議(会議室とZOOMによるハイブリッド開催)
- ・令和7年度岐阜県PCB廃棄物処理推進連絡会
- ・第18回大規模災害廃棄物対策中部ブロック協議会(会議室とZOOMによるハイブリッド開催)
- ・第24回大規模災害廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会(会議室とZOOMによるハイブリッド開催)
- ・2026年度許可等講習会における事務取扱説明会(w e b開催)
- ・(公社)全国産業資源循環連合会令和7年度全国正会員会長会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和7年度第2回会長会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和7年度第2回全体会議

#### (2) 委員会報告

- ・総務委員会  
第3回委員会の開催結果について  
活動報告について
- ・研修指導委員会  
第3回委員会の開催結果について  
活動報告について

- ・広報編集委員会  
第4回委員会の開催結果について  
活動報告について
  - ・組織強化委員会  
第3回委員会の開催結果について
  - (3) 青年部会動向について
    - ・第10回、第11回役員会議(1月8日、2月5日)開催結果について
    - ・2月26日に「～守り、繋ぎ、次へ～その軌跡にRide on」というテーマでのパネルディスカッションを開催
  - (4) 女性部会動向について
    - ・第3回役員会議(12月18日)開催結果について
- 続いて次の議案について審議が、行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 令和8年度事業計画(案)について
- 第2号議案 令和8年度予算(案)について
- 第3号議案 令和8年度優良会員等会長表彰の被表彰者の選考について
- 第4号議案 令和8年度から令和9年度の労働災害防止計画について
- 第5号議案 第15回定時総会の開催について

なお、「会員の状況」についてはその他で報告されました。

### 第4回理事会



## ○委員会の開催

- ・総務委員会(1月20日開催)  
第3回委員会を開催し、委員会が所掌する「令和8年度事業計画」について協議を行い、従来の計画を継承することとしました。次に、第3次労働災害防止計画の下半期(令和8年度から令和9年度)について上半期(令和5年度から7年度)の取り組み状況を踏まえ、上半期の数値目標を踏襲することとしました。最後に、労働安全衛生研修会について8年度は、7年度に引き続き、講義形式により実施することとしました。
- ・研修指導委員会(1月22日開催)  
第3回委員会を開催し、委員会が所掌する「令和8年度事業計画」について協議を行い、従来の計画を継承することとしました。次に研修内容について協議し、法令講習会のほか、今年度実施した視察研修の継続、例えばチャットGPTの活用事例研修といった興味がわく研修など今後、具体的に検討することとしました。
- ・広報編集委員会(2月2日開催)  
第4回委員会を開催し、委員会が所掌する「令和8年度事業計画」について協議を行い、従来の計画を継承することとしました。協会報「ぎふ環境保全」令和8年度編集方針について、第146号の編集方針について第147号の編集方針について協議を行い、方針どおり進めることとしました。最後に、協会要覧(令和8年度版)の編集方針及び仕様について決定しました。実施事業としては「令和8年版オリジナルカレンダー」を令和7年12月に協会報「ぎふ環境保全」第145号を1月にそれぞれ作成配布しました。
- ・組織強化委員会(1月13日開催)  
第3回委員会を開催し、委員会が所掌する「令和8年度事業計画」について協議を行い、従来の計画を継承することとしました。

## 〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

### ○令和7年度全国正会員事務局責任者会議

令和8年2月3日(火)に東京都内全産連会議室において開催され、最初に環境省資源循環課山田課長補佐による「最近の政策動向と廃棄物処理制度の検討状況について」の講演後「令和8年度事業計画骨子について」、「令和8年度の安全衛生事業について」、「令和8年度の許可講習会事業について」等の説明を受けた後に意見交換しました。

当協会からは、長澤事務局長がWebにより出席しました。

### ○2026年度許可講習会における事務取扱説明会

令和8年2月10日(火)にWeb開催で行われ「2026年度許可等講習会の運用について」、「説明会資料に関する質問事項への回答」「2025年度許可講習会に関する要望事項への回答」等について説明がされました。

当協会からは村瀬書記が出席しました。

### ○令和7年度全国正会員会長会議

令和8年2月13日(金)に徳島県徳島市「徳島グランヴィリオホテル」で開催され、「令和8年度事業計画骨子について」、「令和8年度税制改正要望及び結果の概要について」、「外国人育成就労・特定技能制度への参入に係る費用負担について」、「今後の定時総会における運営等の在り方について」が承認されました。

当協会からは、大坪会長が出席しました。

## 〈中部地域協議会〉

### ○令和7年度第3回専務理事会議

令和8年1月29日(木)に静岡県静岡市内の静岡県産業廃棄物協会会議室で開催され、「令和7年度中部地域協議会収支決算見込みにつ

いて」、「令和8年度中部地域協議会事業計画(案)について」、「令和8年度中部地域協議会収支予算(案)について」、「令和8年度許可講習会日程(案)について」、「令和8年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰について」、「全産連各種運営委員会等の報告について」協議が行われました。

また、「はごろもフーズ(株)新清水プラント」の施設見学が行われました。

当協会からは、渡邊専務理事が出席しました。

## ○令和7年度災害廃棄物支援協定担当者会議

専務理事会議後、引き続き開催され「各県協会における災害廃棄物処理に関する取組状況」について協議が行われました。

当協会からは、渡邊専務理事が出席しました。

## ○令和7年度第2回会長会議

令和8年2月17日(火)に、岐阜県岐阜市内の「十八楼」で開催され、会長の意見交換等が行われました。

この会議には、大坪会長、渡邊専務理事が出席しました。

## ○令和7年度第2回全体会議

令和8年2月17日(火)に、会長会議の後に開催され、中部四県の会長、副会長等が参加し、「令和8年度中部地域協議会事業計画(案)について」、「令和7年度中部地域協議会収支決算見込みについて」、「令和8年度中部地域協議会収支予算(案)について」、「令和8年度許可講習会開催日程(案)について」、「令和8年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰について」、「任期満了に伴う役員等新規(再任)候補の推薦について」、「全産連各種運営委員会等の報告について」、「(公社)全国産業資源循環連合会と各県協会との意見交換について」等について協議が行われました。

この会議には、大坪会長、丹羽副会長、木村副会長、石原副会長、渡邊専務理事、森本理事、山田理事、石田理事、高木理事、長澤事務局長が出席しました。

## 〈大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会〉

### ○第18回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

令和8年2月9日(月)に第18回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が福井市内の「福井市地域交流プラザ」において開催され、「災害廃棄物対策関連の主な国の動き」、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画の見直しについて」、「令和8年度大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会等の開催予定」について報告を受けた後、意見交換が行われました。

当協会からは、長澤事務局長がWebにより出席をしました。

### ○第24回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会

第24回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会が「協議会」に引き続いて開催され、「事例紹介 福井県における災害廃棄物対策について」、「令和7年度中部ブロック協議会活動の実施結果について」、「中部ブロック広域連携計画 新様式について」、報告を受けた後、意見交換が行われました。

当協会からは、長澤事務局長がWebにより出席をしました。

## 〈その他〉

### ○令和7年度岐阜県PCB廃棄物処理推進連絡会

令和8年2月4日(水)に岐阜県主催の令和7年度岐阜県PCB廃棄物処理推進連絡会が、岐阜県庁において開催され「PCB廃棄物に係る県の対応状況等について」、「PCB廃棄物の処理状況及び今後のPCB廃棄物適正処理に向けた検討状況について」等説明の後、意見交換が行われました。

当協会からは、長澤事務局長が出席しました。

## 会員数の状況

正 会 員	2 8 5
賛 助 会 員	5 6
特 別 会 員	2
合 計	3 4 3

(令和8年4月1日現在)

### 《 協会への入会のおすすめ 》

～ 環境を守り産業を支える ～

産業廃棄物処理業界は、互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の保持に努めています。

当協会は、適正な産業廃棄物の処理を通じて「循環型社会の形成」に貢献することを願っています。

産業廃棄物処理業界の方々が、会員としての信用と各種事業の成果を享受され事業経営の一助とされますよう、当協会への入会をお薦めします。

◎入 会 金 正会員 10,000円

◎会 費 正会員 月額10,000円

賛助会員 年額30,000円

◎入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。

また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

T E L 058-272-9293

〈青年部会の動向～未来人～〉

○調査研究・懇親事業「守り、繋ぎ、次へ～その軌跡にRide on～」開催

令和8年2月26日(木)に「守り、繋ぎ、次へ～その軌跡にRide on」というテーマで今年度で卒業される青年部の先輩方とのパネルディスカッション、そして大懇親会を行いました。

パネルディスカッションでは今までの青年部での思い出や、我々後輩に伝えたいことなど、胸が熱くなる話を聞くことができました。

また懇親会は奥柳瀬演芸場という小さなライブハウスで行いました。

懇親会を行いながら、卒業される中尾さんによる、木製バットのバット折り(惜しくも折れなかったですが、とても胸が熱くなり、感動しました。)、また岐阜県青年部の名物、ロックバンド「カミカゼ」の復活ライブがありました。

カミカゼのライブでは参加した青年部メンバー、OBの先輩方、みんなが1つになり、声が枯れるまで叫び、みんな汗だくになるくらい楽しみました。

先輩、後輩関係なく、みんな一丸になって、こんなに素晴らしい空間を作れたこと、今になっても感無量です！

後日、今回のパネルディスカッション、ライブの様子は岐阜県青年部のYouTubeで公開する予定です。

皆さん、お楽しみに！！！！



パネルディスカッション風景



集合写真



懇親会バンド風景



集合写真

○「全国産業資源循環連合会青年部協議会第13回全国大会 近畿大会in大阪」に参加してきました

令和8年1月30日に大阪府グランキューブ大阪で開催されました、「全国産業資源循環連合会青年部協議会第13回全国大会 近畿大会in大阪」に岐阜県からは13名参加してきました。

47都道府県から約1,000名の青年部が集まり、歓迎のオープニングアトラクションや式典に参加してきました。式典後、研修事業としまして吉本新喜劇による笑いと環境教員に関する特別公演を観させていただきました。生の吉本新喜劇はとても面白かったです。その後リーガロイヤルホテルで懇親会を行いました。全国の仲間が一堂に会し、世代や地域を超えて語り合う貴重な時間となりました。



懇親会中に中部ブロックメンバーで記念撮影

○役員会を次のとおり開催しました。

令和8年度第9回役員会(12月12日開催)、第10回役員会(1月8日開催)、第11回役員会(2月5日開催)を開催しました。

議題について

- ・ 2月開催(調査研究・懇親事業)について
- ・ 23回定時総会について

◎青年部会に加入しませんか\_^\(^\。

当部会は部会員相互の融和親睦と理解を深め産業廃棄物の適正な処理及び再資源化等に関する知識、技術の習得等教養を高め、企業経営者として人格形成を目指しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業後継者や会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局(TEL058-272-9293)までご連絡ください。



GIFU\_SKHK\_SEINENBU

〈女性部会の動向～れんげ～〉



令和8年3月21日・22日の2日間、「みとか春祭り2026」にて、食品ロスなどの未利用資源を主原料とした粘土を活用したワークショップを実施しました。本企画は、大雅さん主催イベントのブースをお借りし、「地球を元気にする未来の粘土」をテーマに開催しました。

開催にあたっては、事前に何度も試作を重ね、子どもたちが安全に、そして楽しく使えるかを確認しながら使用感の検証を行いました。実際に触れたときのやわらかさや扱いやすさにもこだわり、当日を迎えました。



当日は4色の粘土を使い、子どもたちが思い思いに自由な発想で作品づくりに取り組みました。夢中になって手を動かす姿や、完成した作品を嬉しそうに見せてくれる笑顔に、私たち自身もたくさんの元気をもらう時間となりました。

作品は持ち帰るだけでなく、最終的には微生物の餌や土壌の栄養として還る仕組みとなっており、楽しみながら環境について考えるきっかけづくりにもつながりました。



## ～未来へつなぐ、女性部会の歩み～

私たちの仕事は、日々の暮らしの中で生まれる廃棄物を、次の価値へとつなぐ仕事です。

資源循環に関わるこの仕事は、未来の環境を守り、社会を支える大切な役割を担っています。

岐阜県産業環境保全協会女性部会は、これまで多くの学びと交流を重ねながら、歩みを進めてまいりました。そして今、私たちが特に大切にしているのは、未来を担う子どもたちへ、この仕事の意味と価値を伝えていくことです。私たちの業界は、廃棄物を適正に処理し、資源として循環させることで、社会の基盤を支えています。しかし、その役割や価値は、まだ十分に知られていないとは言えません。だからこそ、子どもたちに環境や資源の大切さを伝え、循環する社会の仕組みを、体験を通して感じてもらうことが、これからの大切な取り組みだと考えています。

先日の「みとか春まつり」の体験では、樹皮からつくられた粘土に触れた子どもたちが、こんな言葉を話してくれました。

子どもたちに「ダンゴムシさんにあげたくない？」と聞いてみたところ、

「ダンゴムシさんにあげてもいいよ～」と

廃棄物からつくられた粘土。しかし子どもたちにとっては、それはただの材料ではなく、自分たちが一生懸命につくった大切な作品でした。だからこそ、「誰かにあげたい」「生きものにつなげたい」そんなやさしい気持ちが、自然と生まれていました。ごみとして扱われていたものが、子どもたちの手の中で価値を持ち、想いのこもったものへと変わっていく。その姿に、循環の本当の意味を覚えてもらった気がします。廃棄物は「終わり」ではなく、次の価値へとつながる大切な資源です。資源循環に関わる私たちの仕事は、未来の環境を守り、次の世代へより良い社会をつないでいく仕事でもあります。

これから女性部会では、会員の皆様とともに地域とのつながりを深めながら、環境教育やフィールドワークなど、実践的な活動を広げてまいります。女性ならではの視点を活かし、地域と業界をつなぐ存在として、新たな可能性を育んでいきます。未来は、日々の小さな行動の積み重ねから生まれます。未来ある子どもたちに、より良い環境と社会をつないでいくために。

女性部会としての歩みを大切にしながら、これからも資源循環の価値と誇りを、次の世代へ伝えてまいります。

岐阜県産業環境保全協会女性部 部会長 後藤 和恵

～女性部会に加入しませんか？～

当部会は部会員が気軽に日頃の悩みや、困ったことなどの情報交換や、交流ができる会であり、楽しく活動しています。また産廃業務の勉強会や異業種見学など学べる場もあります。当協会会員の方だけでなく、会員企業の従業員の方でも、加入したい話を聞いてみたいと思われる方は（一社）岐阜県産業環境保全協会事務局（TEL058-272-9293）までご連絡ください。



# お知らせ

岐阜県及び岐阜市の令和8年4月1日付で行われた、人事異動をお知らせします。

## 岐阜県の人事異動(関係分)

### ◇環境エネルギー生活部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	田口 博史	商工労働部次長	平野 昌彦	副教育長
次長	若野 明	出納事務局長	吉川 尚文	林政部次長
次長	松田 直樹	岐阜県税事務所長	工藤 喜史	環境省復帰

### ◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	八代 英彦	環境管理課長	安藤 英樹	(退職)
資源循環推進監	下野 伸明	東濃県事務所 環境課長	牛島 方子	産業人材課 人材確保対策監
不法投棄監視監	荻谷 安直	笠松競馬支援室長	長屋 直樹	地域スポーツ課 スポーツ施設企画監
(管理調整係)				
課長補佐兼係長	中村 隆	国民健康保険課 福祉高齢医療係 課長補佐兼係長	古野 直美	旅券センター 管理旅券係 課長補佐兼係長
主事	太田 さつき	文化創造課 管理調整係 主事		
(資源循環推進係)				
			千田 啓介	(退職)
主任	朝比奈雄哉	障害福祉課 地域生活支援係 主任	宮原 紀子	岐阜県税事務所 主任
(一般廃棄物係)				
技術課長補佐兼係長	神谷 典子	中濃県事務所 環境保全係長	上野 真一	環境管理課 環境対策係長
(産業廃棄物係)				
係長	長井 基幸	(昇任)		
技術主査	小椋 健正	薬務水道課 生産指導監視係 技術主査	安田 将典	環境管理課 係長心得
技師	吉田 麗弥	関保健所 薬事・衛生指導係 技師	竹中 弘明	生活衛生課 技術主査
(監視指導係)				
課長補佐兼係長	草野 明	医療整備課 医療整備係 課長補佐兼係長	大森 健太郎	教育管理課 管理指導係 課長補佐兼係長
課長補佐	井深 正春	商工労働政策課 課長補佐(再任用)	竹腰 圭司	歴史資料館 主任
技術主査	高井 克浩	岐阜地域環境室 廃棄物対策係 技術主査	水野 友裕	国民健康保険課 主任
技術主査	岩田 嘉重	(新規採用)		

## 岐阜市の人事異動(関係分)

### ◇産業廃棄物指導課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
副主査	大橋 加奈	環境部環境保全課(主任)	稲垣 智彦	環境部環境保全課(副主査)
主任主事	寺井 宏樹	基盤整備部土木管理課 (主任主事)	大橋 那奈子	財政部行財政改革課(主事)
主任技師	國枝 加奈	保健所食品衛生課(主任技師)	古田 峰子	福祉部生活福祉一課(主事)

2026年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」開催日程について

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

2026年度の講習会は、オンライン形式と対面形式があります。  
 オンライン形式は、インターネットで講義動画を視聴して受講し、試験会場で修了試験を受けます。

対面形式は、講習会会場で講義を受講し、講義受講後に修了試験を受けます。  
 岐阜会場の開催日程は、次のとおりです。

課 程	開催形式	開 催 日	開始時間	定員
新規 産業廃棄物 収集運搬課程	オンライン	2026年 7月 7日(火)	15:40	64人
	オンライン	2026年 9月 9日(水)	15:40	64人
	オンライン	2026年 9月10日(木)	10:00	64人
新規 産業廃棄物 処分課程*	オンライン	2026年11月20日(金)	10:00	20人
更新 産廃又は特管 産廃 収集運搬課程	オンライン	2026年 7月 7日(火)	10:00	64人
	オンライン	2026年 7月 8日(水)	13:30	64人
	オンライン	2026年 9月 9日(水)	10:00	64人
	オンライン	2026年 9月10日(木)	13:30	64人
	対 面	2026年11月19日(木)	9:00	128人
更新 産廃又は特管 産廃 処分課程*	オンライン	2026年11月20日(金)	10:00	30人
特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会	オンライン	2026年 7月 7日(火)	13:30	64人
	オンライン	2026年 7月 8日(水)	10:00	64人
	オンライン	2026年 9月 9日(水)	13:30	64人
	オンライン	2026年11月20日(金)	13:30	64人

\* 収集運搬課程を追加して、受講することが可能です。

会場 O K B ふれあい会館（第1棟 3階 302大会議室）岐阜市藪田南5-14-53

申込受付開始

産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)(更新)

2026年 3月24日(火) 9時

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

2026年 3月25日(水) 9時

申込方法

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)  
 のホームページからのWeb申込となります。

Web <https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

## 〈電子マニフェストシステム(愛称：JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

### ① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

### ② 利用料金

#### (1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

#### (2) 収集運搬業者

#### (3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位  
業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位  
処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

### ③ 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物  
処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

JWNETサポートセンター

▼電話サポート 対応時間

【平日 9:00~12:00、13:00~16:30】

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5807-5914までおかけください。

### 岐阜県内の加入状況

令和8年4月2日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,566
収集運搬業者	580
処分業者	188
合計	6,334

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について

マニフェストの返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込みください。

マニフェストは、発送及び協会窓口にて購入できます。

発送	申込書にご記入の上、FAXにてご送信ください。 申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。(日本郵便(株)「ゆうパック」にてお届けします。)  (ただし、在庫がない場合及び協会の行事、その他諸事情により、発送が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。)
送料 (下表参照)	購入者負担となります。(当協会の正会員・賛助会員は、送料無料)
支払	請求書を発行します。代金及び送料は、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行へ振込ください。なお、振込手数料は購入者負担となります。(初回に限り、代金及び送料を前納とさせていただきます。) 払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。(振込手数料は購入者負担)
各種連続票	各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合がございます。 その場合はお届けするのに1週間前後かかりますので、ご了承ください。
協会窓口	現金と引換にて購入できます。来所日前日までに購入申込書をFAXにて送信ください。 協会行事等にて事務所を閉所する場合があります。閉所日時は協会WEB「新着情報」にて確認ください。 協会WEB <a href="https://www.gifu-hozen.jp">https://www.gifu-hozen.jp</a> 販売時間 9時～12時、13時～16時30分(土日祝を除く)

購入申込書は [協会WEB https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html](https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html) ページ内からダウンロードすることが可能です。

送料

消費税込

地域 種類 数量	岐阜県内			東海(岐阜県除く)・関東・信越・近畿		
	直行用	積替用	建設系	直行用	積替用	建設系
単票1箱	622円			668円		
単票2箱	622円	858円		668円	911円	
単票3～5箱	858円		1,101円	911円		1,139円
連続票1ケース	858円	1,101円		911円	1,139円	

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館内  
 (一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL058-272-9293  
 FAX058-272-6764

FAX 058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

発送 (翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)  
土曜日に荷物の受取 可・否

協会窓口で現金購入 (予め購入申込書をFAXにて送信ください。)

来所年月日 年 月 日 時頃 (販売時間 9:00~12:00、13:00~16:30)

## 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 購入申込書

単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入

管理票 (マニフェスト) の種類		価格 消費税込	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単票	2,700円	箱
	連続票	13,500円	ケース
事務局使用欄		送 料	円
		合 計	円
		消費税(10%)	円

申 込 日	令和 年 月 日		
住 所	〒 _____		
会 社 名	フリガナ _____		
代表者氏名		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	

事務局使用欄

払出番号	確認日
NO _____ ~ _____	NO _____ ~ _____

## ○保全協Newsについて

令和8年1月26日(第223号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 2 「廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物処理マニュアル」の改定について
- 3 「産業廃棄物処理委託契約書の手引」(令和8年1月発行)

令和8年3月13日(第224号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

- 1 2026年度講習会開催日程について
- 2 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について
- 3 令和8年度産業廃棄物処理実務者研修会開講について(ご案内)

## 各種お知らせ(随時分)

会員の皆様にメール、FAX及び郵送によりお知らせした内容は次の項目です。

### FAX送信

- ・ビジネスメール詐欺(BEC)への注意喚起について
- ・荷主向け年度末における輸送能力不足の実態把握にかかる回答のお願い【正会員(処分業者)】
- ・【環境省・全産連共催】廃棄物処理業者のための労務費の適切な転嫁・価格交渉に関する勉強会の開催について【正会員】

### 郵送

- ・廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について

## 事務局からのお願い

### ※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

### ※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

## GW休業(4月29日(水)～5月6日(水))について

ゴールデンウィークの時期には、大半の会員企業が休業とされていることから、当協会の事務局でも下記のとおり事務所を閉じさせていただきます。

4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
祝日	閉所日	閉所日	週休日	祝日	祝日	祝日	振替休日

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石田 謙治

副委員長 伏見 典郎

杉下 武夫 中村 好江 長谷川 光彦

濱岡 直彦 松並 壺成 宮崎 進

### 編集後記

私の憩いの場「トンチャンヤード」(人は杉下パークと呼んでいますが……)

その土地を衝動買いしたのは今から約4年前の事です。

さてはて買ったことは良いが……崖条例で建物は建てる事ができない場所であります。

仕事柄手に入った材料と自前の機械でなんとかかならないかと考え、取っておいた遊園地の貨車を2台据え、入口付近に手作りのゴルフ打ちっ放し(15ヤード程)を作りました。

手前は駐車場として確保し、奥との境に道路から目隠しになるよう、低木の庭木を5本植えました。さらにはその奥で休息できるようにテーブルと椅子を設置。

そこからドンドン良いものにしたいと考え、電気と水道を通したいと思うようになり、友人から頂いたテレビも壁にセッティング。

さらには日除け用に大きな傘や風の通る遮光ネットを張り、数年に渡ってできるところから少しずつ足していったら……南国リゾートにあるカフェみたいになってきました。

仕事に疲れた時、一人でここにいると不思議と癒されます。

自然に囲まれて心地よく、いつのまにかうたた寝していることもよくあります。

事務所代わりの場所として仕事の打ち合わせをしている中、「心地よい風」「小鳥のさえずり」「蝉の鳴き声」などが季節を通して様々な音が聞こえてきます。

密閉された事務所での打合せとはまた違った雰囲気です。話すからでしょうか、全く違ったアイデアが浮かんできます。

春は昨年植栽した桜を見て花見をし、夏には僻地のガソリンスタンドに置いてあった地上ガソリンタンクの上半分を切り、そこに炭を入れて焼ける釜を作ってバーベキュー。秋は月見をし、冬前には焼き芋に舌つつみ……どれも格別なものです。

店で食事をする際、小さな子供連れだと他人の目が気になることがあります。ここは近場でピクニックをしている気分になり、私の子供や孫、そして私たち家族も他人の目を気にせず、食べて飲んで遊べるので、中々好評です。

特に孫はトランポリンがお気に入りです、飽きることなく遊んでいます。

このような憩いの場が出来つつありますので、御近所さんにも今まで以上に利用していただき、コミュニケーションの場としても活用していきたいと思っています。

4年前の買い物は、とても良い買い物だったとニコニコしております。

記 杉下 武夫

令和8年4月15日発行

第146号

編集 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
発行

会長 大坪 敬明

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL (058) 272-9293 FAX (058) 272-6764

<https://www.gifu-hozen.jp>

E-mail [info@gifu-hozen.jp](mailto:info@gifu-hozen.jp)

印刷 西濃印刷株式会社



協会のシンボルマーク

第3次労働災害防止計画推進標語

# 労働災害ゼロ目指し まずはトップのキックオフ



公益社団法人 全国産業資源循環連合会

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

# 産業廃棄物処理実務者研修会

## 前期開催日程

いつでも・どこでも  
職場や自宅、  
好きな時間に  
自分の  
ペースで!



	開催日	申込
第1期	5月3日～28日	4月1日～21日
第2期	6月3日～28日	5月1日～21日
第3期	7月3日～28日	6月1日～22日
第4期	8月3日～28日	7月1日～21日

カリキュラム (全4講座)	① 産業廃棄物処理の基礎 (第1章～第8章)	第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成 第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類 第3章 排出事業者の責務 第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第6章 産業廃棄物処理業 第7章 産業廃棄物処理施設 第8章 行政処分
	② 産業廃棄物の委託処理と委託契約	産業廃棄物の委託処理と委託契約
	③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法
	④ 帳簿	帳簿

### 1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

### 2 受講料 1名につき 8,250円

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。



### 3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

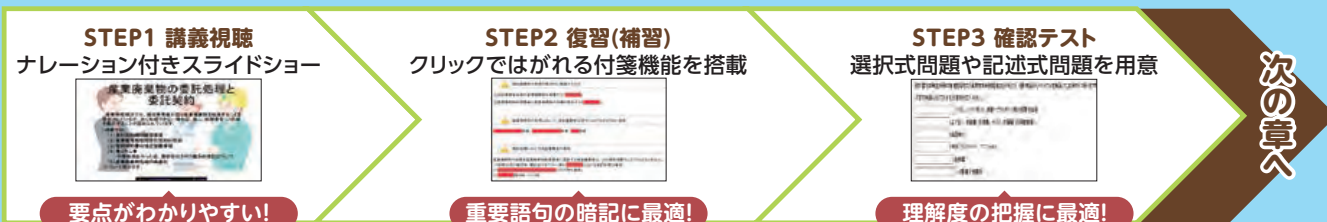
<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索

### 各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当

[E-mail] [ability-as@zensanpairen.or.jp](mailto:ability-as@zensanpairen.or.jp)

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【定休日】土日・祝日

2026.03

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

# タカイ商事株式会社

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

## 積替保管

(岐阜市)

### 許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

自然に優しい未来を築きたい

**We Love Nature & Future**



HATSURI  
KIMURA  
CORPORATION

株式会社  
はつり きむら

斫木村

■本社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地  
TEL.(0584)89-7195(代) FAX.(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1  
TEL.(0584)92-2823 FAX.(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会